

沖縄県変異株検査数及び陽性者数

※5月14日 15:00時点

資料7

実施機関				2020	2021														
				7月8日	1月1日	2月8日	2月15日	2月22日	3月1日	3月8日	3月15日	3月22日	3月29日	4月5日	4月12日	4月19日	4月26日	5月3日	5月10日
				12月末	2月7日	2月14日	2月21日	2月28日	3月7日	3月14日	3月21日	3月28日	4月4日	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週
県衛生環境研究所	検査数		812	0	0	54	1	0	10	1	73	43	94	83	84	98	113	60	98
	陽性数	N501Y	224	0	0	0	0	0	2	0	1	0	5	20	19	39	64	35	39

その他

民間検査センターA	検査数		401		9	7	10	8	12	5			8	44	38	63	58	79	60
	陽性数	N501Y	166		0	0	0	0	0	0			2	8	7	23	32	47	47
民間検査センターB	検査数		79				1						12	24	22	5	8	7	
	陽性数	N501Y	34				0						4	12	8	3	5	2	

合計	検査数		1292		9	61	11	9	22	6	73	43	102	139	146	183	176	147	165
	陽性数	N501Y	424	0	0	0	0	0	2	0	1	0	7	32	38	70	99	87	88

新規陽性患者数	5221	2479	147	93	111	128	175	254	492	649	574	795	646	490	470	775
---------	------	------	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

新規患者に対する変異株検査の割合	0.00%	0.36%	41.50%	11.83%	8.11%	17.19%	3.43%	28.74%	8.74%	15.72%	24.22%	18.36%	28.33%	35.92%	31.28%	21.29%
総検査数に対するN501Y陽性件数の割合		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	9.09%	0.00%	1.37%	0.00%	6.86%	23.02%	26.03%	38.25%	56.25%	59.18%	53.33%

沖縄県から提供のあった株について、由来を知るためにゲノム解析を実施。

国立感染症研究所	検査数		1226	951					88					0	98			89	
	検査結果	N501Y	0																
		E484K	195	6					21					0	79			89	
		L452R	1	0					1					0	0			0	

新型コロナウイルスワクチン対策チーム進捗状況報告

I. 医療従事者向け進捗状況

1. 医療従事者向け接種者数の把握
→各市町村からとりまとめ、2月17日に国（厚生労働省）へ報告済み。
沖縄県全体：57,246名
2. 新型コロナワクチン（第1弾）の国からの発送が決定
→沖縄県には14箱（2,730バイアル、13,650人分）が割り当てられた。
※ 3月5日から接種開始。
3. 5月17日の週までに計=59,280人分（対象者数の104%）
5月中には1回目の接種が終了する見込み。
5. 令和3年5月14日 8:30時点の沖縄県内の接種者数…62,792回
1回目・・・39,757人（69.5%）
2回目・・・23,035人（40.2%）

II. 住民向け進捗状況

1. 各市町村の住民接種体制の構築
→個別接種か集団接種か等含め、各市町村は、地区医師会と連携し検討中。
県では、今後、連携会議等で進捗状況を確認し、必要に応じ、支援を行っていく。
医療従事者の確保が課題となる。琉大病院・県立病院等に協力を依頼中。
(ディープフリーザー配置済)
2. 高齢者向けのワクチンについて
→4月5日の週に配送される2箱については、地域性・接種計画の進捗等、総合的に判断し、宮古島市及びうるま市へ配分することを決定。
4月12日、19日の週に沖縄県にそれぞれ10箱納入。
4月26日の週に沖縄県に79箱（77,025回分）納入。
5月10日の週と5月17日の週に計133箱（155,610回分）。
5月24日の週と5月31日の週に計163箱（190,710回分）
6月7日の週と6月14日の週に計123箱（143,910回分）
6月21日の週と6月28日の週に計120箱（140,400回分） 納入予定
計729,105回分（364,552.5人分）沖縄県高齢者人口332,310人の110%
分のワクチンが6月中に納入予定。

実施状況

- 4月12日に宮古島市のグループホームで接種開始。
4月15日及び18日にうるま市津堅島で高齢者及び高齢者以外に接種開始。
4月18日に伊江村で75歳以上を対象に接種開始。

5月14日現在、26市町村で接種開始

5月8日に渡名喜村、竹富町竹富島で接種

5月14日現在 1回目 9,926名（3.1%）2回目 687名（0.2%）

高齢者施設従事者 計 1,617名、その他 457名

今後の見込み

7月中に終了見込み 32市町村

8月～9月終了見込み 9市町村

3. コールセンターの設置について

→3月15日からワクチン接種にかかる副反応等の専門相談ができるコールセンターを稼働。連絡先と対応時間は次のとおり。

電話：098-894-4856

時間：9:00～17:00（土日祝祭日含む）

4. アナフィラキシー（副反応）発生時の教材の作成

→接種時に起こる可能性のあるアナフィラキシーへの対応方法等について、琉球大学と作成済み。医師会、病院等に提供済み。

6. 小規模離島接種体制

ほぼすべての離島で、高齢者接種の日程を設定済み。

うるま市津堅島、伊江村、南城市久高島、久米島町、渡名喜村、竹富町竹富島で開始

5月14日座間味村、15日多良間村、竹富町西表島で開始予定

医療従事者の確保についてもほぼ調整済み

小規模離島では、自治体の希望に応じ、高齢者以外の接種も行う予定

7. 大規模広域接種会場

接種場所、運営方法、設置時期等につき、現在検討中。

Ⅲ. 課題

1. 医療従事者の確保

医療従事者向け接種：具体的な接種につき、地区医師会で調整中。

一般住民向け接種：地域のクリニックの参画が必要なことから、さらなる調整が必要。

離島接種：台風時の対応

飛行機減便で医療従事者の応援に影響する可能性あり

検査事業実績

1 安価なPCR検査補助の実績(5/7~5/14)

	5/7~5/14	対前週比	累計
受検者数	4,001 人	+264 人	34,023 人
陽性者数	98 人	+19 人	390 人
陽性率	2.45%	-	1.15%

2 飲食店検査の実績(3/27~5/14)

	松山地区 3/27~4/11分	10市5町 4/12~5/7分	合計
受検者数	632 人	1,122 人	1,754 人
陽性者数	3 人	20 人	23 人
陽性率	0.47%	1.78%	1.31%

3 モニタリングの実績(3/29~5/9)

	5/3~5/9	対前週比	累計
受検者数	427 人	-193 人	2,716 人
陽性者数	1 人	+1 人	5 人
陽性率	0.23%	-	0.18%

PCR検査強化事業（介護従事者対象）検査実施状況

R3.5.17時点

市町村	対象		5/10-5/14			累計		
	事業所数	対象者数	受検者数	陽性者数	陽性率	受検者数	陽性者数	陽性率
計	1,944	24,764	3,366	1	0.03%	8,549	3	0.035%
那覇市	350	4,522						
宜野湾市	124	1,186						
石垣市	68	775						
浦添市	99	1,528	1,125			1,411		
名護市	95	1,162	1,065	1	0.09%	2,165	2	0.09%
糸満市	73	789						
沖縄市	220	2,787	1,176			3,491	1	0.03%
豊見城市	90	1,337						
うるま市	139	1,725				1,482		
宮古島市	128	1,391						
南城市	69	1,080						
北部保健所管内	94	1,123						
中部保健所管内	207	2,817						
南部保健所管内	181	2,445						
宮古保健所管内								
八重山保健所管内	7	97						

酒類の提供自粛について（検討案）

1 国の基本的対処方針に基づく対応

- 県内では、大型連休の影響から、新規感染者数が急激に増加し、医療提供体制はひっ迫している。
- 国の基本的対処方針において、重点措置区域に求められる取組のうち、知事の判断により法第31条の6第1項に基づき、飲食店に対して、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）を行わないよう要請することが可能とされている。
- 沖縄県において、酒類の提供については、マスク会食を実践している客に限定するよう働きかけを行っている。
- 飲食関係を推定感染源とする症例数には減少傾向が見られていたが、大型連休後に増加に転じている。（議題資料1-3参照）
- 県内の感染拡大の状況を鑑み、国の基本的対処方針に基づき、まん延防止等重点措置の更なる強化として、酒類の提供自粛について、重点措置区域内の飲食店に対して要請することとする。
- なお、飲食店に対して酒類提供自粛を要請することに伴い、酒類販売事業者に対する国の財政的支援が受けられるよう速やかに調整を行うこととする。

2 沖縄県の感染状況について

(1) 新規感染者数について

- ・直近の1週間新規感染者数 先週比470人 (5/9) →775人 (5/16) と急増している (64%増)。

(2) 各保健所別の新規感染者数状況について

- ・那覇地区140人 (5/9週) →251人 (5/16週)、北部地区12人 (5/9週) →31人 (5/16週)、中部地区110人 (5/9週) →169人 (5/16週)、南部地区125人 (5/9週) →180人 (5/16週)、八重山地区25人 (5/9週) →54人 (5/16週) で増加傾向がみられる。
- ・宮古地区20人 (5/9週) →19人 (5/16週) と横ばいの状況となっている。

(3) 療養者数に占める年代別の割合について (5/9→5/16)

- ・10歳未満4.5%→4.0%、10代6.8%→8.5%、20代20%→22.1%、30代14.4%→16.7%、40代12%→13.2%、50代10.8%→11.1%、60代9.6%→8.7%、70代10%→6.7%、80代7.8%→5.8%、90代以上4.1%→3.2%であり、若年層の割合が増加傾向にある。

(4) 医療提供体制の状況 (5/9→5/16)

- ・療養者数 先週比 1,090人 →1,478人 と過去最多となっている。
- ・入院者数 先週比 400人 →423人 と高水準で推移している。
- ・病床占有率 先週比87.7% →93.0% と高水準で推移している。
- ・重症中等症数 190人 →210人 と過去最高の水準で推移している。

(5) 変異株の状況

先週比 59.18% (5/7) →53.33% (5/14) と検査数に占める割合は高水準で推移している。

外出自粛要請の効果について
(12月第1週との比較)

※4/29昭和の日 ※太字は最大値(まん延防止等重点措置期間)

【繁華街エリア：12月第1週との比較：各金・土曜日21時時点】

No.	市町村名	地域名	要請開始日	基準日 12/4・5	時短要請なし				21時までの時短要請		20時までの時短要請				時短要請時平均 要請期間(色付 き)の平均
					3/5・6	3/12・13	3/19・20	3/26・27	4/2・3	4/9・10	4/16・17	4/23・24	4/30・5/1	5/7・8	
1	名護市	みどり街周辺	4月12日	0	▲ 17.7	▲ 21.1	▲ 18.9	▲ 10.1	▲ 21.2	▲ 21.0	▲ 59.1	▲ 60.1	▲ 55.8	▲ 47.7	▲ 55.7
2	沖縄市	中の町・ゲート通り周辺	4月1日	0	▲ 18.3	▲ 21.2	▲ 18.8	▲ 21.7	▲ 34.6	▲ 38.1	▲ 40.3	▲ 39.2	▲ 32.2	▲ 36.9	▲ 36.9
3	那覇市	松山周辺	4月1日	0	▲ 17.3	▲ 15.6	▲ 15.0	▲ 22.2	▲ 29.7	▲ 27.5	▲ 37.8	▲ 42.2	▲ 36.3	▲ 39.7	▲ 35.5
4	〃	久茂地周辺	〃	0	▲ 19.9	▲ 20.9	▲ 2.7	▲ 18.8	▲ 40.4	▲ 32.0	▲ 52.1	▲ 47.0	▲ 42.9	▲ 44.2	▲ 43.1
5	〃	てんぷす那覇周辺 (桜坂・平和通り等)	〃	0	▲ 15.7	▲ 17.4	▲ 11.9	▲ 15.5	▲ 23.0	▲ 25.5	▲ 28.4	▲ 37.1	▲ 26.0	▲ 33.3	▲ 28.9
6	〃	栄町周辺	〃	0	▲ 10.0	▲ 6.1	▲ 13.7	▲ 24.0	▲ 27.2	▲ 20.6	▲ 37.6	▲ 44.8	▲ 42.5	▲ 42.6	▲ 35.9
7	浦添市	屋富祖周辺	4月1日	0	▲ 1.4	▲ 10.0	▲ 10.3	▲ 18.3	▲ 26.1	▲ 21.6	▲ 31.0	▲ 25.6	▲ 24.4	▲ 20.4	▲ 24.9
8	宜野湾市	普天間周辺	4月1日	0	1.0	9.4	▲ 7.4	▲ 16.0	▲ 15.4	▲ 16.8	▲ 18.2	▲ 16.7	▲ 10.3	▲ 11.0	▲ 14.7
9	宮古島市	西里通り・下里通り等周辺	4月12日	0	▲ 15.0	▲ 12.6	▲ 18.5	▲ 10.6	▲ 15.9	▲ 17.0	▲ 40.7	▲ 52.5	▲ 44.3	▲ 55.8	▲ 48.3
10	石垣市	美崎町周辺	4月12日	0	▲ 23.4	▲ 23.4	▲ 14.4	▲ 25.3	▲ 12.6	▲ 23.5	▲ 49.5	▲ 41.3	▲ 35.6	▲ 51.2	▲ 44.4
		10地点平均			▲ 13.8	▲ 13.9	▲ 13.2	▲ 18.3	▲ 24.6	▲ 24.4	▲ 39.5	▲ 40.7	▲ 35.0	▲ 38.3	▲ 33.7

【商業エリア：12月第1週との比較：各土・日曜日21時時点】

No.	市町村名	地域名	基準日 12/4・5	3/6・7	3/13・14	3/20・21	3/27・28	必要最小限の外出		不要不急の外出自粛				外出自粛時平均
								4/3・4	4/10・11	4/17・18	4/24・25	5/1・2	5/8・9	
		県内5カ所	0	▲ 3.8	11.2	▲ 0.6	10.7	▲ 13.4	▲ 21.4	▲ 35.2	▲ 44.2	▲ 25.4	▲ 45.1	▲ 27.9

※ KDDI(KDDI Location Analyzer)のサービスに基づく資料

【商業エリア：12月第1週との比較：各土・日曜日21時時点】

※4/29昭和の日 ※赤字は最大値（まん延防止等重点措置期間）

No.	市町村名	地域名		3/6・7	3/13・14	3/19・20	3/27・28	必要最小限の外出		不要不急の外出自粛				外出自粛時平均
								4/2・3	4/9・10	4/17・18	4/24・25	5/1・2	5/8・9	
1	北谷町	美浜周辺		▲ 48.2	▲ 30.3	▲ 21.4	▲ 29.8	▲ 37.3	▲ 58.3	▲ 54.9	▲ 62.7	▲ 26.9	▲ 54.9	▲ 49.2
2	沖縄市	イオンモール沖縄ライカム		▲ 41.2	▲ 29.1	▲ 31.6	▲ 28.0	▲ 51.5	▲ 47.0	▲ 57.4	▲ 56.9	▲ 61.1	▲ 53.1	▲ 54.5
3	浦添市	サンエー浦添西海岸パルクシティ		▲ 20.7	▲ 1.9	▲ 8.1	5.9	▲ 42.3	▲ 42.2	▲ 38.7	▲ 52.8	▲ 48.6	▲ 61.9	▲ 47.8
4	豊見城市	豊崎ショッピングモールあしびな		94.7	123.9	51.3	104.4	84.2	62.6	▲ 4.9	▲ 25.5	30.4	▲ 26.5	20.1
5	那覇市	那覇メインプレイス		▲ 3.6	▲ 6.8	7.0	0.8	▲ 20.2	▲ 22.2	▲ 20.2	▲ 22.8	▲ 20.9	▲ 28.9	▲ 22.5
		5地点平均		▲ 3.8	11.2	▲ 0.6	10.7	▲ 13.4	▲ 21.4	▲ 35.2	▲ 44.2	▲ 25.4	▲ 45.1	▲ 30.8

※ KDDI(KDDI Location Analyzer)のサービスに基づく資料

推定感染源が飲食関係の市町村別陽性者数について
(3月28日～5月15日(速報値))

	4/1時短20市町村		4/12全県時短					(確定日ベース) 直近 5週間 計
	3/28-4/3	4/4-4/10	4/11-4/17	4/18-4/24	4/25-5/1	5/2-5/8	5/9-5/15	
那覇市	36	45	33	13	14	16	46	122
宜野湾市	4	8	5	2	1	2	9	19
石垣市	1	1	3	1	0	3	9	16
浦添市	15	8	2	2	1	1	2	8
名護市	3	8	3	1	2	0	1	7
糸満市	6	7	1	2	1	0	2	6
沖縄市	3	11	1	1	3	0	4	9
豊見城市	6	5	2	2	0	4	1	9
うるま市	4	9	4	1	3	0	6	14
宮古島市	3	7	17	33	17	7	3	77
南城市	2	4	1	0	0	0	1	2
北部保健所	0	0	4	4	1	0	2	11
中部保健所	9	12	5	2	0	0	3	10
(恩納村)	1	1	0	0	0	0	0	0
(宜野座村)	0	0	1	0	0	0	0	1
(金武町)	0	1	1	0	0	0	1	2
(読谷村)	3	1	0	0	0	0	0	0
(嘉手納町)	1	1	0	0	0	0	0	0
(北谷町)	1	5	1	1	0	0	2	4
(北中城村)	3	2	1	0	0	0	0	1
(中城村)	0	1	1	1	0	0	0	2
南部保健所	5	12	10	10	9	3	5	37
(西原町)	1	3	2	1	1	0	1	5
(与那原町)	0	6	3	5	7	1	1	17
(南風原町)	3	2	2	4	1	1	2	10
(八重瀬町)	1	1	3	0	0	1	0	4
他県	0	1	1	1	0	0	1	3
合計	97	138	92	75	52	36	95	350

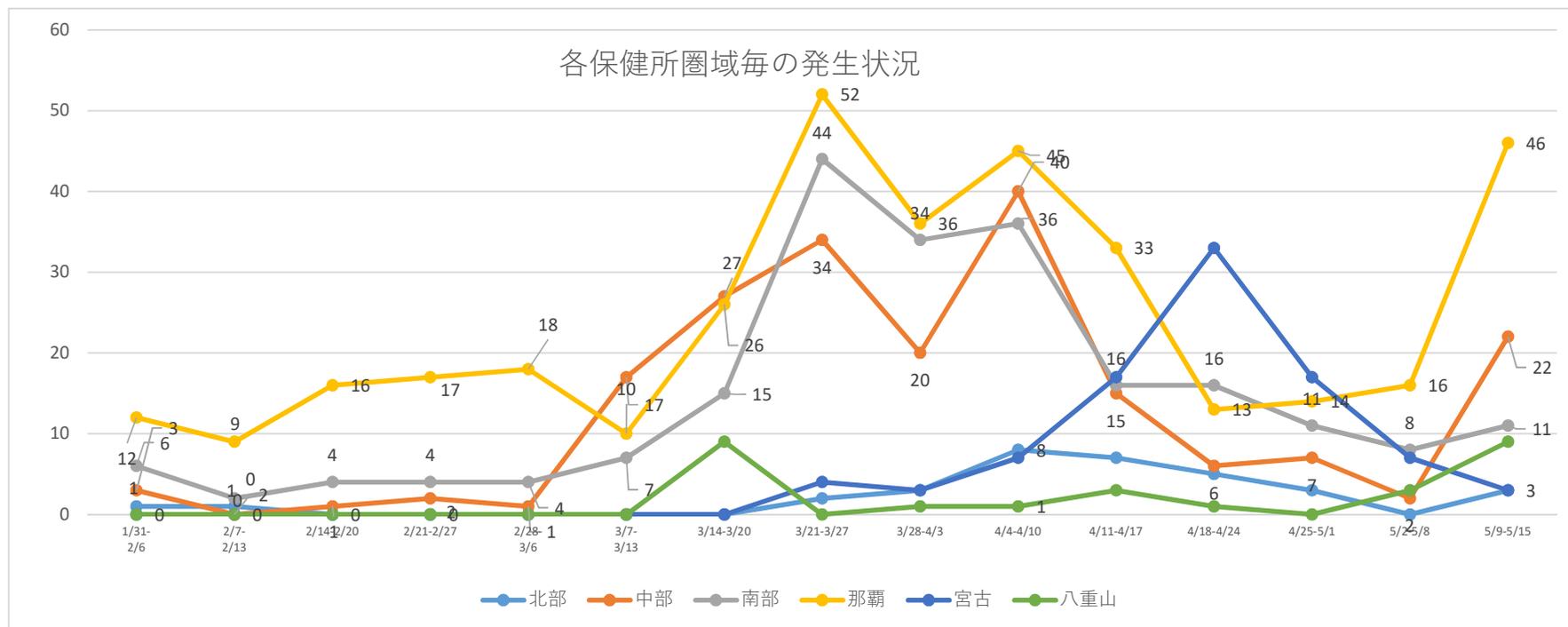
割合	3/28-4/3	4/4-4/10	4/11-4/17	4/18-4/24	4/25-5/1	5/2-5/8	5/9-5/15	直近 5週間 計
那覇市	37%	33%	36%	17%	27%	44%	48%	35%
宜野湾市	4%	6%	5%	3%	2%	6%	9%	5%
石垣市	1%	1%	3%	1%	0%	8%	9%	5%
浦添市	15%	6%	2%	3%	2%	3%	2%	2%
名護市	3%	6%	3%	1%	4%	0%	1%	2%
糸満市	6%	5%	1%	3%	2%	0%	2%	2%
沖縄市	3%	8%	1%	1%	6%	0%	4%	3%
豊見城市	6%	4%	2%	3%	0%	11%	1%	3%
うるま市	4%	7%	4%	1%	6%	0%	6%	4%
宮古島市	3%	5%	18%	44%	33%	19%	3%	22%
南城市	2%	3%	1%	0%	0%	0%	1%	1%
北部保健所	0%	0%	4%	5%	2%	0%	2%	3%
中部保健所	9%	9%	5%	3%	0%	0%	3%	3%
南部保健所	5%	9%	11%	0%	0%	8%	5%	11%
他県	0%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	1%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※飲食関係の従業員も含めている。

※クラスター発生箇所等店舗箇所が分かる場合は該当市町村に計上

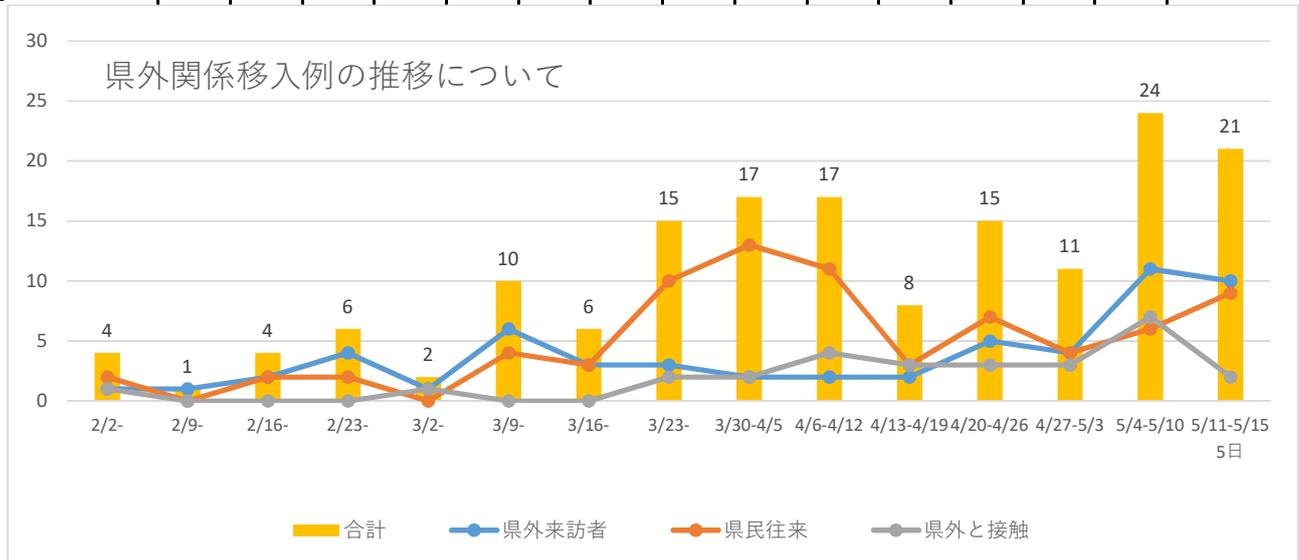
各保健所管内の圏域毎の状況（飲食関係）

	1/31-2/6	2/7-2/13	2/14-2/20	2/21-2/27	2/28-3/6	3/7-3/13	3/14-3/20	3/21-3/27	3/28-4/3	4/4-4/10	4/11-4/17	4/18-4/24	4/25-5/1	5/2-5/8	5/9-5/15
北部	1	1	0	0	0	0	0	2	3	8	7	5	3	0	3
中部	3	0	1	2	1	17	27	34	20	40	15	6	7	2	22
南部	6	2	4	4	4	7	15	44	34	36	16	16	11	8	11
那覇	12	9	16	17	18	10	26	52	36	45	33	13	14	16	46
宮古	0	0	0	0	0	0	0	4	3	7	17	33	17	7	3
八重山	0	0	0	0	0	0	9	0	1	1	3	1	0	3	9
合計	22	12	21	23	23	34	77	136	97	137	91	74	52	36	94



移入例の陽性者数の速報値について

1週間毎	2/2-	2/9-	2/16-	2/23-	3/2-	3/9-	3/16-	3/23-	3/30-4/5	4/6-4/12	4/13-4/19	4/20-4/26	4/27-5/3	5/4-5/10	5/11-5/15 5日	総合計
県外来訪者	1	1	2	4	1	6	3	3	2	2	2	5	4	11	10	131
県民往来	2	0	2	2	0	4	3	10	13	11	3	7	4	6	9	153
県外と接触	1	0	0	0	1	0	0	2	2	4	3	3	3	7	2	114
合計	4	1	4	6	2	10	6	15	17	17	8	15	11	24	21	419
全体に占める割合	1%	1%	4%	6%	2%	5%	2%	3%	3%	3%	1%	2%	2%	4%	3%	4%
全体の発症者数	282	106	108	108	130	191	299	525	676	676	790	612	452	542	601	9,379
内1都3県	2	1	2	0	0	6	2	5	5	5	0	3	6	10	5	183
移入例に占める割合	50%	100%	50%	0%	0%	60%	33%	33%	29%	29%	0%	20%	55%	42%	24%	44%



- ※ 3月後半からは県民の出張、旅行、スポーツイベントによる往来が主になっている。
- ※ 4月以降は、首都圏より関西圏（大阪・兵庫）関連の感染が増加している。
- ※ 4月後半から他県での感染拡大に伴い、関西圏への出張に関連した感染が増加している。
- ※ 5月連休は、首都圏・関西圏・北海道との往来による感染が増加している。

【参考：首都圏等の10万人当たりの新規陽性者数】

1週間毎	2/2-	2/9-	2/16-	2/23-	3/2-	3/9-	3/16-	3/23-	3/30-	4/6-	4/13-	4/20-	4/27-	5/4-	5/9-	
東京都	27.8	19.0	16.5	13.2	12.7	14.4	15.2	17.9	19.6	23.9	30.1	36.6	43.8	39.0	43.9	
大阪府	14.7	9.3	7.1	5.5	6.0	7.5	9.8	21.9	43.8	64.3	87.9	88.4	89.3	66.5	62.3	
沖縄県	20.8	7.8	6.7	7.4	9.0	12.6	17.6	35.4	45.0	54.8	55.3	44.0	34.5	30.8	54.8	
全国平均	11.9	8.1	6.8	5.4	5.7	6.4	7.2	10.0	13.5	17.1	22.8	26.8	29.9	29.6	35.2	
県外来訪者うち 県内住所	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	1	0	3	23

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【期間】令和3年4月12日(月)～5月31日(月)

3月下旬から新規陽性者数が急増したことに伴い、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として沖縄県が指定され、5月7日に、期間を令和3年5月31日までと変更することが決定されました。

県民の皆様にご協力をいただきながら、様々な対策に取り組んできたところ、大型連休前には、新規陽性者数に減少傾向が見られておりました。

しかし、大型連休後、新規陽性者数は再び増加に転じ、飲食店を推定感染源とする症例が増えています。そのため、飲食店における対策をより一層強化する必要があり、新たに酒類の提供自粛を要請することとし、県対処方針を変更いたします。

市町村及び関係団体においては、感染拡大防止対策及び県民への周知啓発にご協力をお願いします。

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第2項:重点措置としての要請】

○不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、心身のリフレッシュや運動・散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出や移動しないよう要請します。

○混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)

生活や健康の維持のための外出においても、混雑を避けてください。

○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)

沖縄県全域の飲食店等に対し20時までの営業時間短縮要請を行っております。要請に応じていない飲食店等の利用を厳に自粛するよう要請いたします。

また、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

(例:店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い 等)

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

○路上・公園等における集団での飲酒などを自粛すること

(法第24条第9項)

路上・公園等における集団での飲酒は感染リスクが高い活動になるので厳に控えてください。

○歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染例を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は会食につながるイベントの自粛をお願いします。

○会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)

○飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること

(法第24条第9項)

検温、マスク着用、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

○県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)

特に、緊急事態宣言区域などの感染拡大地域との往来は厳に控えてください。

出張等で往来する必要がある場合でも、現地での会食を避け、帰沖後1週間は、健康観察期間として、家族以外の方との会食を控えてください

○離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)

来訪者へのお願い

国の基本的対処方針において、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態宣言区域など感染拡大地域との往来は、厳に控えるよう求められています。

県としても変異株の流入を防ぐ必要があることから、緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域からの帰省や来沖については、厳に控えていただくよう要請します。

必要があつて、来沖する場合は、本県入域前にPCR検査による陰性判定を受けていただきますようお願いいたします。なお、来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港到着時にPCR検査を受検できる体制「NAPP」を整備しております。

また、来沖後、県民の方との会食は控えるようお願いいたします。

措置区域の飲食店への要請（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、石垣市）

【営業時間短縮の協力要請】（特措法第31条の6第1項・特措法第24条第9項）

<p>期間</p>	<p>令和3年4月12日（月）（※宮古島市は4月24日、5町（北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町）は5月1日、石垣市は5月12日）から令和3年5月31日（月）</p>
<p>対象施設</p>	<p>飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※</p>
<p>要請内容</p>	<p>【特措法第31条の6第1項に基づくもの：命令、過料等の対象となる要請】</p> <p>○午前5時から午後8時までの時間短縮営業（テイクアウト・デリバリー除く）</p> <p>（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）（－5月19日（水）まで）</p> <p>○酒類の提供（利用者による店内持ち込みを含む。）の自粛（5月20日（木）から5月31日（月））</p> <p>○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</p> <p>○アクリル板の設置（又は座席の間隔1m以上の確保）等</p> <p>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気）</p> <p>○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）</p> <p>【特措法第24条第9項に基づくもの：協力要請】</p> <p>○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力</p> <p>○換気の徹底、利用者への検温、業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>○飲食時以外のマスク着用には協力しない客への酒類の提供できない旨の掲示</p>

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

措置区域以外の県内全ての飲食店への要請

【営業時間短縮の協力要請】(特措法第24条第9項)

期間	令和3年4月12日(月)から令和3年5月31日(月)
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>【特措法第24条第9項に基づくもの:協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none">○午前5時から午後8時までの時間短縮営業(テイクアウト・デリバリー除く) (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)○アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)等○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)○換気の徹底、利用者への検温○業種別ガイドラインの遵守を徹底○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)○飲食時以外のマスク着用には協力しない客へ酒類の提供できない旨の掲示

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

イベントの開催についての要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

○主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)、県が推奨するLINEアプリによる濃厚接触者通知システム(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請

○全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること

○全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応

○イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率		人数上限
4月12日 ～ 5月31日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%(※1)以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

○営業時間は5時から21時までとするよう働きかける(法によらない協力依頼)

大規模施設等への感染拡大防止の協力要請【措置区域】

(那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、石垣市)

期間	令和3年5月14日(金)～5月31(月)
対象施設(特措法施行令第11条)	協力依頼内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場(第4号)	○床面積1,000㎡超:午後9時までの営業時間短縮要請※特措法第24条第9項 ○床面積1,000㎡以下:午後9時までの営業時間短縮の働きかけ ※イベント開催以外の場合は午後8時まで ○入場整理等及びその旨をHPでの公表を働きかけ
集会場又は公会堂(第5号)	
展示場、貸会議室(第6号)	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)(第8号)	
物品販売業を営む店舗(大規模小売店、ショッピングセンター(食品、衣料品、医薬品、燃料等生活必需物資を除く))(第7号)	○床面積1,000㎡超:午後8時までの営業時間短縮要請※特措法第24条第9項 ○床面積1,000㎡以下:午後8時までの営業時間短縮の働きかけ ○入場整理等及びその旨をHPでの公表を働きかけ
体育館、水泳場等運動施設、遊戯施設(第9号)	
博物館、美術館(第10号)	
遊興施設※(第11号)	
サービス業を営む店舗(理美容、クリーニング屋など生活必需サービスを除く)(第12号)	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店に対する要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。
○催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。(協力依頼)

措置区域以外の施設への感染拡大防止の働きかけ

期間	令和3年5月14日(金)～5月31日(月)
対象施設(特措法施行令第11条)	協力依頼内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場(第4号)	○午後9時までの営業時間短縮の働きかけ ※イベント開催以外の場合は午後8時までの営業時間短縮の働きかけ ○入場整理等及びその旨をHPでの公表を働きかけ
集会場又は公会堂(第5号)	
展示場、貸会議室(第6号)	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)(第8号)	
物品販売業を営む店舗(大規模小売店、ショッピングセンター(食品、衣料品、医薬品、燃料等生活必需物資を除く))(第7号)	○午後8時までの営業時間短縮の働きかけ ○入場整理等及びその旨をHPでの公表を働きかけ
体育館、水泳場等運動施設、遊戯施設(第9号)	
博物館、美術館(第10号)	
遊興施設※(11号)	
サービス業を営む店舗(理美容、クリーニング屋など生活必需サービスを除く)(第12号)	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店に対する要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は働きかけの対象外。
 ○催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。(協力要請)

経済界への要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

- 自社の従業員等に対し、営業時間短縮を要請した20時以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること、特に営業時間短縮要請に従っていない店舗の利用を控えるよう求めること
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、従業員の体調管理の徹底(出勤時の検温等)、休憩時間や社員寮等の集団生活での対策を含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、研修時の懇親会、歓迎会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 観光関連事業者においては、来訪者に対しマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密(密閉・密集・密接)の回避等の「新しい生活様式」及び「新しい旅のエチケット」の徹底をお願いすること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

学校関係への要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 部活動、課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと
(期間中、県内外における、練習試合や合宿等については行わない 等)
- 県教育委員会等の定めるガイドラインの遵守を徹底すること

公共施設等での取り組み(県内全域)

○博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営を継続し、運営時間は、夜8時までとする。市町村立の公共施設についても、県と同様の対応を要請する

○路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する

公共交通機関への要請(県内全域)

○公共交通機関に対し、主要ターミナルでの検温実施等を依頼

各市町村と連携した取組を実施

- ・防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発、自治会等への協力の呼びかけ
- ・飲食店等への巡回の協力(感染防止対策の呼びかけ、営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ)
- ・各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における注意喚起を含む)
- ・発熱時の医療受診方法の周知(発熱相談コールセンター098-866-2129、不要不急の救急受診抑制の呼びかけ)

感染防止対策や経済状況を踏まえた経済対策について

【時短営業に係る感染拡大防止協力金】

- ✓ 「まん延防止等重点措置」等の期間延長に伴う追加分等

【今後の支援策】

下記の方針を軸に、国の臨時交付金の追加配分や新たな支援メニューを活用した具体的な支援策を調整中

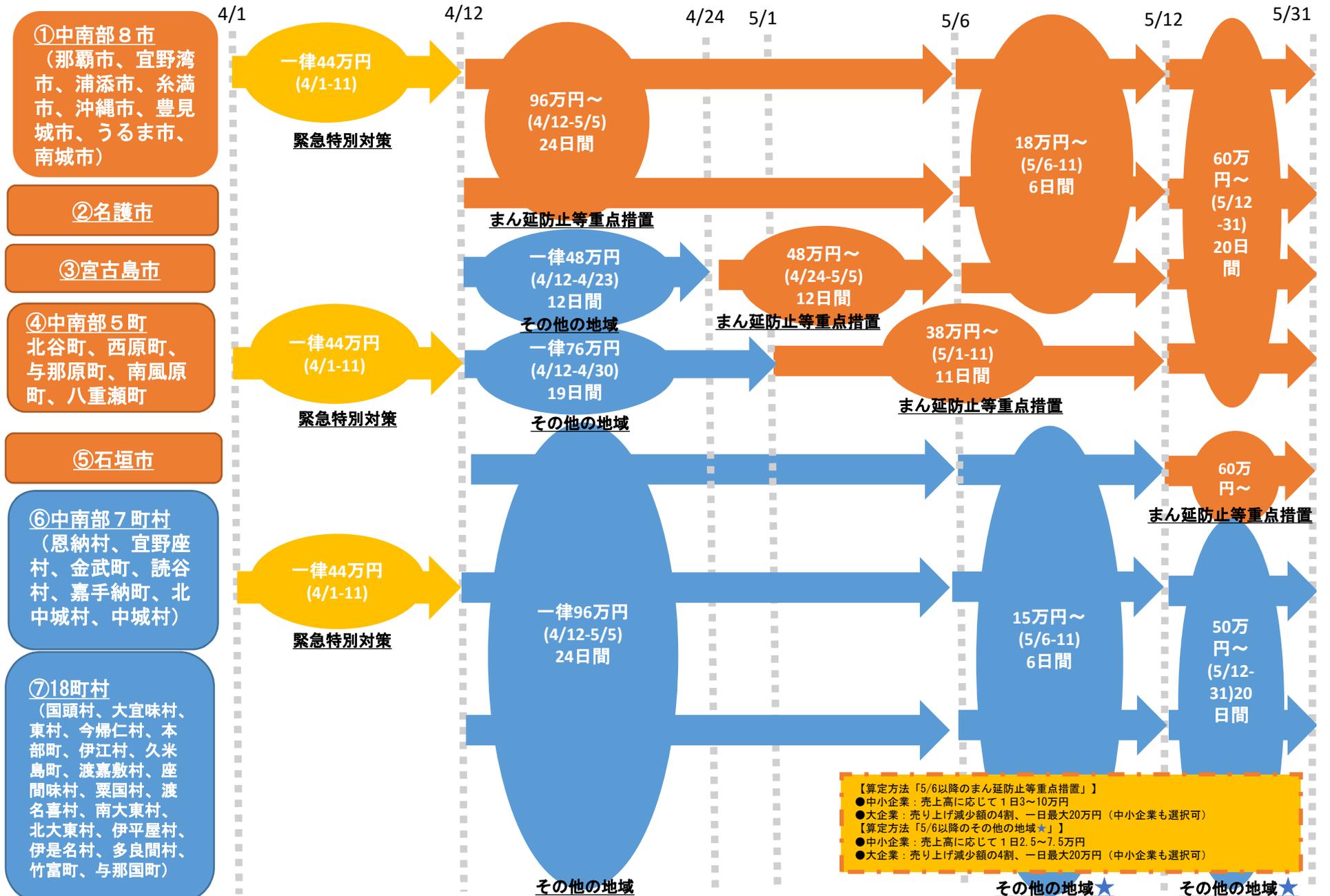
- ✓ 感染症により多大な影響を受ける観光関連事業者等に対する支援

- ✓ すべての産業の基盤となる「事業継続」と「雇用維持」の支援

- ✓ 感染症対策認証制度に関する事業者への取組支援

- ✓ 需要喚起及び経済活性化を図るための支援

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止協力金について



大規模集客施設等に対する協力金について

不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食に繋がることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に大規模な集客施設)について、20時までとする営業時間の短縮を要請する。

	大規模施設	テナント・出展者
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1000㎡超の施設 (例:百貨店等大規模小売店、映画館、遊興施設等)	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
1日当たりの支給額 右記金額に 「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた金額	休業面積1,000㎡ごとに 20万円／日	休業面積100㎡ごとに 2万円／日

ご来店のお客様へ

ご来店ありがとうございます。
当店では、新型コロナウイルス感染症について、
沖縄県からの要請に応じ、お食事の際には、

「マスク会食」

をお願いしています。

なお、ご協力頂けないお客様については、
お酒類の提供をしないように

沖縄県から要請されておりますので、何卒ご協
力いただけますよう宜しくお願いいたします。

「マスク会食」のやり方

- ①手指の消毒
- ②片方の耳ひも部分をもち、耳からマスクを外して飲食
- ③会話をするときには、再びマスクをつける

※ ハンカチ等で口元をふさいで会話するなどでも可

感染症予防のため
ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします

重点検査の拡充

1. 高齢者施設の従事者に対する検査

感染拡大地域における検査の頻回実施(1~2週に1回程度)

2. 歓楽街における集中検査の延長・拡大

- ・那覇・松山地区における集中検査の実施期間を延長
- ・歓楽街での拡大に応じて集中検査を拡大

3. モニタリング調査の促進 対象者の拡大、幅広い検査の実施

4. 県独自の検査事業の推進・強化

希望者PCR検査、那覇空港PCR検査、エッセンシャルワーカー一定期検査の推進、本土直行便のある離島空港PCR検査体制の構築

5. 変異株検査の拡充

新型コロナウイルスワクチン接種の促進

1. 新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場の設置

市町村の高齢者向けワクチン接種を補完
県による大規模接種会場の設営(中南部2か所)で調整

2. 医療従事者向けの優先接種の推進

現在、1回目接種〇%、2回目接種〇%
5月中には、医療従事者に1回目接種を完了する。

3. 市町村への支援

- ・副反応対応コールセンターの設置
- ・離島市町村への派遣医療従事者の調整支援

医療提供体制の整備



1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を増設
重点医療機関等に要請し病床507床→540床を確保

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に2ヶ所(計260室)、北部地区(30室)、
宮古地域(73室)、八重山地域(50室)の計413室を確保
5/17 宿泊事業者へ新たな施設を公募中

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

県コロナ本部内に「自宅療養健康管理センター」を設置し、
看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施

特定都道府県（緊急事態宣言対象地域）への追加指定要請について（検討案）

1 警戒レベル判断指標等の状況（県指標、国指標）

- 県の警戒レベル判断指標においては、7つの指標のうち3つの指標において第4段階となっている。
（資料3参照）
- 国の判断指標においては、7つの指標のうち4つの指標においてステージIVとなっている。
（資料3-1参照）
- 国の基本的対処方針において、緊急事態宣言発出については「国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に分科会提言におけるステージIV相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすか否か」を、分科会の意見を踏まえた上で政府対策本部長が総合的に判断するとされている。
- 沖縄県内では、急速に感染拡大しており、直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数を比べると、特定都道府県である北海道（71.24）、福岡県（67.27）、大阪府（62.25）、岡山県（59.98）に次いで全国ワースト5位（54.84）となっている。他の特定都道府県（東京都、愛知県、京都府、兵庫県、広島県）を上回る感染状況となっている。（5/15時点）
- 県内の医療提供体制は、療養者数が過去最多を更新し続けており、重症・中等症の数が200人以上、入院者数400人以上、自宅療養者数も500人以上と高水準の状況で推移しているなど、ひっ迫した深刻な状況が続いている。さらに、入院等調整中が300人前後となるなど、新規陽性者の急増に医療コーディネートが間に合っていない状況である。

2 今後の対応方針（案）

- ・以上のこと等から、急速な感染拡大を抑え込み、ひっ迫した医療体制の負荷を早期に改善させるため、政府に対し、特定都道府県への追加指定を要請する。

3 まん延防止等重点措置と緊急事態措置との比較

【議題資料2-1】

項目	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言（国対処方針）	参考：大阪府緊急事態
根拠条文及び区域	<p>A 措置区域：県が指定11市5町</p> <p>○法第31条の6第1項：事業者向け命令・過料可能</p> <p>○法第31条の6第2項：県民向け必要な協力の要請（罰則無し）</p> <p>B A以外：法第24条9項：公私の団体に対し必要な協力を要請（罰則無し）</p>	<p>●<u>沖縄県全域（全市町村）</u></p> <p>○法第45条第1項：県民向けに外出自粛及び必要な協力を要請（罰則無し）</p> <p>○法第45条第2項：施設管理者等向けに施設使用の制限停止の要請（命令・過料可能）</p>	同左
<p>対策：県民向け</p> <p>1) 外出自粛</p>	<p>○法24条第9項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出・移動の自粛。 ・不要不急の都道府県間の移動は控える。 ・路上、公園等における集団飲酒自粛 ・2時間短縮要請等に応じていない飲食店等の利用を控える（A以外） <p>○法31条の6②（措置区域のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時短短縮要請等に応じていない飲食店にみだりに出入りしないこと 	<p>○<u>法45条第1項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。休業・時間短縮要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。 ・不要不急の都道府県間の移動は厳に控える。 ・路上、公園等における集団での飲酒は自粛 	同左
2) 催物（イベント等）の開催制限	<p>○法24条第9項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模要件（上限5千人） <p>○働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催21時まで 	<p>○法24条第9項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模要件（上限5千人かつ<u>収容率50%</u>） ・<u>開催21時まで</u> 	<p>○法24条第9項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>無観客開催</u>（社会生活の維持に必要な各種試験、会議、説明会、学会等以外）

項目	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言（国対処方針）	参考：大阪府緊急事態
3) 施設の使用制限 ① 飲食店への要請	A 措置区域（法31条の6①） ・ 営業時間の短縮要請 ・ カラオケ設備の利用自粛 ・ <u>酒類提供自粛要請を追加措置</u> B A以外区域（法24条⑨） ・ 営業時間の短縮要請 ・ カラオケ設備の利用自粛	○法第45条第2項 <u>(1) 酒類・カラオケ設備有り休業要請</u> (2) (1)以外飲食店 営業時間短縮（20時まで）	同左
② 大規模集客施設 （参考：集客施設 i イベント関連施設 例 劇場、展示場 ii イベントを開催する場合がある施設 例 体育館、博物館 iii 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設 例 百貨店、遊技場	A 措置区域（法24条⑨） ・ 千㎡超集客施設：営業時間短縮（20時まで） ※但し、イベント施設21時まで ○働きかけ ・ 千㎡以下集客施設：営業時間短縮 ○法第24条⑨ 「入場する者の整理等」他 B A以外区域（働きかけ） ○働きかけ ・ 全ての集客施設：営業時間短縮のお願い ○法第24条⑨ 「入場する者の整理等」他	○法第24条第9項 ・ 千㎡超集客施設：営業時間短縮（20時まで） ※但し、イベント施設21時まで ※使用制限は <u>可能</u> ○働きかけ ・ 千㎡以下集客施設：営業時間短縮 ・ <u>結婚式場：1.5時間以内かつ50人又は定員の50%のいずれか小さい方</u> ○法第45条第2項 「入場する者の整理等」他	○法第24条第9項 ・ 千㎡超集客施設（映画館、百貨店、体育館、ゲームセンター、博物館等）： <u>休止（全国大会等は無観客化）</u> ・ イベント関連施設（劇場、ライブハウス、遊園地等）： <u>無観客開催</u> （イベント開催以外は営業時間短縮） ○働きかけ ・ 千㎡以下集客施設：営業時間短縮（20時まで）

項目	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言（国対処方針）	参考：大阪府緊急事態宣言
4) 職場への出勤等	<p>○法第24条第9項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人流抑制の観点から、在宅勤務等の活用により出勤者数の7割削減を目指す。 ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等により人との接触を低減する 	同左	同左
5) 学校等の取扱	<p>○法第24条第9項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛 	<p>○法第24条第9項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛 ・<u>大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る。</u> 	<p>○法第24条第9項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の授業は、<u>原則オンライン</u>にしてください。 ・学生の皆様は、<u>部活動は自粛</u>してください。 ・発熱等の症状のある学生は、登校や部活動は控えてください。